

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

市村（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、市村民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生したとき。
- （2）原災法第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （3）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （4）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （5）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （6）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （7）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （8）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （9）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （10）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （11）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に関催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は市村 課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
- （2）発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- （3）発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

（その他）

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成26年 月 日

市村
甲 市村長

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
乙 東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己